

④1 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

評価の着眼点

- 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。
- 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

(1) 目的

- 本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが行われているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 標準的な実施方法については、**子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要**です。また、検証や見直しについては、保育所として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、保育の質の向上にとって必要です。
- 標準的な実施方法の見直しは、**職員や保護者等からの意見や提案**にもとづき、また、指導計画の状況を踏まえ行われなければなりません。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、**保育の質に関する職員の共通意識**を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が保育所として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の**改訂記録や検討会議の記録等、書面**をもって確認します。

////////////////////////////////////

(子どもの“人としての尊厳”確保)

子どもが必要とする保育内容の変化/新たな知識技術等導入

保育内容に反映



定期的検証、必要な見直し

職員/保護者等からの意見/提案反映

実施方法に反映

共通認識

////////////////////////////////////